

---

# 第五次環境基本計画の第 1 回点検について

---

## <自然環境部会担当>

### 2. 国土のストックとしての価値の向上

- (1) 自然との共生を軸とした国土の多様性の維持  
うち、海洋保護区等に関する部分のみ

## 第五次環境基本計画の点検

### 環境基本計画

- 環境基本計画とは、環境基本法第15条に基づき、**環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等**を定めるもの。
- 計画は**約6年ごとに見直し**（第五次計画は2018年4月に閣議決定）。

### 点検について

- 環境基本計画のうち、具体的施策については、各部会が対象とする範囲ごとに、**2回（第1回：2019～2020年度、第2回：2021～2022年度）**のいずれかで点検を行い、その結果を総合政策部会に報告することとなっている。
- 生物多様性分野については、**生物多様性国家戦略の点検結果（2020年後半）**を活用することとされており、その結果を待って第2回点検で報告予定。
- ただし、第1回点検の中に水環境部会が点検を担当する「海洋環境の保全」があり、その中に**海洋保護区やサンゴ礁生態系**が含まれていることから、その部分のみを自然環境部会の第1回点検対象とする。

# 自然環境部会 第1回点検

## 該当部分

### 2. 国土のストックとしての価値の向上

#### (1) 自然との共生を軸とした国土の多様性の維持 (海洋環境の保全)

海洋環境の保全及び持続可能な利用を推進するため、SDGs 等国际的枠組みを活かしつつ、**海洋保護区の設定及び管理の充実、サンゴ礁をはじめとする脆弱な生態系の保全**、海洋酸性化などへの対応、マイクロプラスチックを含む海洋ごみへの対応、海洋汚染の防止、沿岸域の総合的管理、海洋の開発利用と環境保全との調和、海洋環境を的確に保全するための基盤となるモニタリング・調査研究などの施策を総合的に推進する。

## スケジュール

### • 2019年度

1月27日 自然環境部会 第1回点検

上記赤字部分のみ

### • 2020年度

6～7月 第1回点検結果を総合政策部会に報告

⇒総合政策部会による全体的な点検

### • 2021～2022年度

自然環境部会 第2回点検・報告

⇒総合政策部会による全体的な点検

他の生物多様性分野について、生物多様性国家戦略の点検結果を活用

## （個表） 2（1）自然との共生を軸とした国土の多様性の維持 （海洋環境の保全）

### （計画のポイント）

海洋環境の保全及び持続可能な利用を推進するため、SDGs等国際的枠組みを活かしつつ、**海洋保護区の設定及び管理の充実**、サンゴ礁をはじめとする脆弱な生態系の保全、海洋酸性化などへの対応、マイクロプラスチックを含む海洋ごみへの対応、海洋汚染の防止、沿岸域の総合的管理、海洋の開発利用と環境保全との調和、海洋環境を的確に保全するための基盤となるモニタリング・調査研究などの施策を総合的に推進する。

### ○海洋保護区の設定及び管理の充実

#### （2018年度、2019年度の取組の進捗状況）

- 2018年5月に環境大臣から中央環境審議会に諮問（「海洋環境をはじめとする自然環境の保全につき講ずべき措置について（諮問）」）を行い、2019年1月に答申（「生物多様性保全のための沖合域における海洋保護区の設定について（答申）」）を得た。
- 上記の答申を踏まえ、沖合海底自然環境保全地域制度を創設すべく、「自然環境保全法の一部を改正する法律案」を第198回国会に提出し、2019年4月に改正自然環境保全法が成立した（2020年4月1日施行）。
- 改正自然環境保全法の成立を受けて、自然環境保全基本方針を変更し、沖合海底自然環境保全地域の指定方針等を定めた。

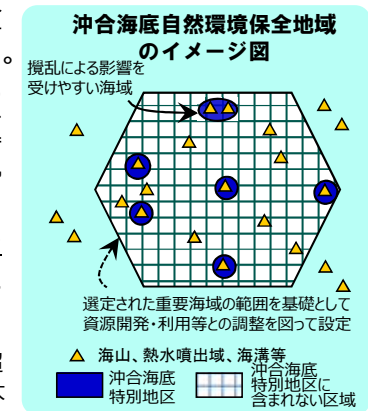
#### （今後の方向性）

- 生物多様性条約COP10で策定された「愛知目標」では、2020年までに海域の10%を海洋保護区に設定することとなっており（現在は8.3%）、2020年のCOP15までに沖合海底自然環境保全地域を指定することで愛知目標の達成を目指す。
- 2020年のCOP15で策定されるポスト2020生物多様性枠組みを踏まえ、関係省庁の連携の下で、今後の対応の方向性を検討する。
- 新設される沖合海底自然環境保全地域の自然環境の状況を把握し、今後の同地域の科学的・実効的な管理や特別地区の追加指定等の検討、継続的なモニタリングの土台（ベースライン）の情報の確保を行う。

#### 「沖合海底自然環境保全地域」制度の創設

- 環境大臣は、沖合の区域※で沖合海底自然環境保全地域を指定する。
- 海底の形質を変更するおそれのある鉱物の掘採・探査や海底の動植物の捕獲等に係る特定の行為を規制対象とする。
- 沖合海底特別地区（許可制）とそれ以外の区域（届出制）にゾーニングする。

※ 我が国の内水及び領海（水深200メートル超の海域に限る。）、排他的経済水域並びに大陸棚に係る海域



## （個表） 2（1）自然との共生を軸とした国土の多様性の維持 （海洋環境の保全）

### （計画のポイント）

海洋環境の保全及び持続可能な利用を推進するため、SDGs 等国际的枠組みを活かしつつ、海洋保護区の設定及び管理の充実、**サンゴ礁をはじめとする脆弱な生態系の保全**、海洋酸性化などへの対応、マイクロプラスチックを含む海洋ごみへの対応、海洋汚染の防止、沿岸域の総合的管理、海洋の開発利用と環境保全との調和、海洋環境を的確に保全するための基盤となるモニタリング・調査研究などの施策を総合的に推進する。

### ○サンゴ礁をはじめとする脆弱な生態系の保全 （2018年度、2019年度の実施状況）

- 「サンゴ礁生態系保全行動計画2016-2020」に基づき、2020年度までに重点的に取り組む課題として選定された以下の3課題についてモデル事業を展開するとともに、関係機関等の各主体が本行動計画の推進を図った。
  - 重点課題①陸域に由来する赤土等の土砂及び栄養塩等への対策の推進  
（モデル地域：与論島）
  - 重点課題②サンゴ礁生態系における持続可能なツーリズムの推進  
（モデル地域：石垣島）
  - 重点課題③地域の暮らしとサンゴ礁生態系のつながりの構築（モデル地域：喜界島）
- 2018年度に本行動計画の中間評価を実施。  
その結果を踏まえ、重点課題の地域取組体制を構築するモデル事業を加速化。
- 関係者等による情報共有ワークショップや、一般向け普及啓発シンポジウムを関係自治体と共催。



サンゴ礁



サンゴ礁生態系保全行動計画2016-2020

### （今後の方向性）

- 2020年度が本行動計画の最終年に当たることから、本行動計画の重点課題に対応するモデル事業を推進し、他地域でも応用可能な形に取りまとめる。
- モデル事業及び行動計画に係る各地域の取組の結果を取りまとめ、最終評価を行う。  
その結果を踏まえ2021年度以降の国内のサンゴ礁保全に係る次期計画を策定し、事業を実施する。



シンポジウムの様子



# (総括) 自然との共生を軸とした国土の多様性の維持

## (総括的な進捗状況の評価、課題)

- 国際的には、海洋の産業利用が進む中、海洋環境の保全が潮流となっており、我が国が主導した愛知目標等の国際目標を踏まえ主要国でも海洋保護区の設定が加速している。我が国の自然環境保全政策では、これまでは主に陸域及び沿岸域における自然環境の保全に取り組んできたが、今回の自然環境保全法の改正によって沖合域の海底に施策の範囲が広がり、陸域、沿岸域から沖合域に至るまで、総合的に生物多様性の保全に取り組むことが可能となった。
- 「サンゴ礁生態系保全行動計画2016-2020」に基づき、サンゴ礁生態系の保全に向け様々な主体による取組が統合的に実施された。取組の保全効果を長期的なデータに基づき定量的に評価することが必要。

## (今後の方向性)

- 深海生物の高温や高圧への耐性等の生理的な特徴や、光合成によらず必要な栄養を生成するなどの独特の生態を考えると、深海の生物資源の有する可能性は大きく、イノベーションの可能性がある。

分野	種類	具体的事例
燃料生産	カイコウオオソコエビ	セルロース(木片)をグルコース(糖分)に効率的に変えることができる酵素(セルラーゼ)を有するため、バイオエタノール生産等に活用できる (写真提供: JAMSTEC HP)
科学・医療	耐熱性微生物(深海底泥)	深海底泥の中から採取・培養をし得られるもので、生物実験においてDNAを簡単に回収できる酵素(アガラーゼ)を有する   (資料提供: JAMSTEC HP)

- サンゴ礁生態系は、食料の供給や観光、レクリエーションの場の提供、天然の防波堤としての機能などの生態系サービスをもたらすことが期待される。

